

# 合併協定項目

## 1. 合併の方式

市町村合併は「新設合併」と「編入合併」の2つの方式がある。

「新設合併」は、既存の市町村を廃止して、新しい市町村を設置する場合をいい、対等合併ともいわれている。「編入合併」は既存の市町村を他の市町村に編入する場合をいい、吸収合併ともいわれている。合併の法形式として最も基本的な事項であり、その後の協議の土台をなすものであるから、優先して議論すべき事柄であり、3町が対等な立場で臨むことが必要である。

## 2. 合併の期日

合併期日についての法律上の規定はない。合併協議により合併協定書の調印を行い、3町議会の廃置分合についての議決後、県知事への申請、総務大臣への協議等の手続を経て、総務大臣の告示によって合併期日が決まる。

期日決定のポイントとしては、住民との意見交換及び合意形成に要する期間、住民生活への影響、合併時に予定される事務事業又は公的行事との関係、協議会の協議の進捗状況、首長・議会議員の任期、合併時の事務処理・引継ぎの利便性等を総合的に勘案して判断されるべきである。なお、現行の市町村の合併特例等に関する法律は、平成22年3月31日までの時限法である。

## 3. 新市の名称

新設合併の場合、現在の3町の法人格の全てが消滅し、新市として1つの法人格が発生するため、新市の名称を新たに定める必要がある。

名称の定め方については、法律上、特に規定がないことから、基本的には自由に定めることができる。従来は、関係市町村の名称の一部を単純に合わせたものが多いようであったが、最近はその地域の歴史・文化や地理的特性、名称の知名度、定着度、住民公募の結果から住民の一体感を醸成しやすく、対外的にも覚えやすい名称を選択することが多い。

## 4. 新市の事務所の位置

新設合併の場合は、新たに事務所の位置を決めなければならない。

地方自治法第4条第2項の規定に留意しつつ、専ら機能的・効率的な役割分担の観点から事務所の位置を決定すべきである。また、事務所の位置を協議するに当たり、「本庁舎とならないこととなった旧役場にはどのような機能が置かれるのか」ということが、一体的に議論を求められることが多いようである。「総合支所方式」（管理部門を本庁に統合し、事業実施部局等は旧町役場に残す方式）とするのか、あるいは「分庁方式」（新市の役場機能を部課単位で分割して旧町役場に配置する方式）とするのかといった事項は、住民にとっても関心の高い事項である。

## 5. 財産及び債権の取扱い

合併前の3町が持っていた財産（土地、建物、債権及び債務等）は、新市に引き継ぐことになると思うが、3町の財政状況を把握し、できるだけ早期の段階でこれを全面的に開陳し、当該状況を踏まえた合併論議を行うべきである。

国の財政支援措置としては、3町間の財政状況の格差の解消等を目的として、新市における旧町間の公債費負担の格差是正措置が講じられる。

## 6. 議会の議員の定数及び任期の取扱い

新設合併の場合、3町の法人格は消滅することになり、新市が地方自治法第91条の規定により、新市の人口に基づいて新定数を算定し、条例を制定する必要があるため、3町の議会の議員はす

べて失職することとなる。

この場合、同法第7条第6項の規定により、新市の設置の告示による新市の設置の日から50日以内に、同法第91条第2項の規定による新市の人口に基づき算出された定数に基づき、新市の議会議員の選挙を行うこととなる。

合併新法では、旧合併特例法から引き続き、市町村の合併を促進するために、激変緩和措置として、合併後の議会議員の定数や在任期間に係る特例措置が定められているが、近年においては、地域住民の意向や行財政改革の観点等から特例を適用しないケースも増えている。

#### ※参考1：【定数特例】

設置選挙の際に、当該選挙による議員の任期に限って、地方自治法第91条第2項に規定する定数の上限数（30名）の2倍の範囲内で定数を定めることができる。

#### ※参考2：【在任特例】

3町の議会議員（加治木町：14人、始良町：20人、蒲生町：12人）は、合併後2年以内は新市の議会議員でいることができる。

### 7. 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

合併に伴う農業委員会の取扱いについては、1自治体につき1つの農業委員会を置くことが原則であり、議会議員の取扱いと同様すべて失職することとなる。これに対し、合併新法第11条第1項及び第2項の特例を適用し、新設合併の場合は1年間委員として在任する機会が多いようであるが、農業委員会等に関する法律の規定により、従前と同様に旧町単位で農業委員会を置く場合もあり、その取扱いを協議する必要がある。

### 8. 地方税の取扱い

合併新法第16条の規定により、合併後直ちに新市の全区域にわたって均一課税をすることが、かえって住民の負担にとって均衡を欠くこととなると認められる場合には、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限って、不均一の課税をすることができることとされている。この特例措置を踏まえ、取扱いについて協議する必要がある。

### 9. 一般職の職員の身分の取扱い

合併の際一般職の職員は、引き続き新市の職員としてその身分が引き継がれる。ただし、職員の任用、給与等についての協議は必要である。

### 10. 特別職の身分の取扱い

新設合併の場合、町長、副町長、各審議会委員等の特別職の委員は失職し、新市で新たに選挙・選任されることになる

### 11. 条例・規則等の取扱い

新設合併の場合、3町の法人格は消滅するため、当該条例、規則等は失効することとなる。条例、規則等の整備については、あくまで業務内容に伴うもので、それ自体が独立先行するものではない。したがって「分科会」・「専門部会」等で新市の業務内容を明確にした上で、必要となる制定作業を実施することとなる。

### 12. 行政組織及び機構の取扱い

新市の行政処理組織及び機構の設置は、新市の市長職務執行者が行うこととなる、その準備については、協議を行った上で合併後の事務執行に支障がないよう配慮するとともに、新市の将来

の効率的な行財政運営につながるよう、内容を固めておくことが適当である。また、条例や規則等に基づいて組織や機構を新たに設置する必要がある。

これまでの本庁としての事務所や出先機関としての支所等の扱いについて、その位置、名称、機構、業務内容、所管区域等に関して、3町で協議しておくことが適当である。また、どの程度の事務を支所等で取り扱うのか、組織、人員、所管区域をどのようにするのか、事務の効率化と住民の利便性の均衡をどのように図っていくのか等を十分に検討することが必要である。

合併に当たって、附属機関の取扱いも協議しておくことが適当である。

### 13. 広域連合・一部事務組合等の取扱い

新市の一体性の確保の観点から、次に列挙した団体等について慎重に協議する必要がある。

#### 【一部事務組合・広域連合】

一部事務組合・広域連合（例えば、鹿児島県市町村退職手当組合など）を構成する市町村が合併を行う場合には、当該組合等の脱退、加入の手続きや規約変更の手続きが必要となる。合併新法第13条においては、新設合併において、当3町と他の当該組合等の構成市町村との協議により、合併以前に規約を変更し、合併の日に新市を構成市町村とする組合等とすることができる。

また、始良郡西部消防組合や始良郡西部衛生処理組合については、当3町のみで構成しているため、当該組合等は合併とともに消滅することとなる。当該組合等が有する財産及び負債は、新市に引き継がれることとなるであろう。この組合等の財産又は負債が多額の場合には、新市の財政計画や起債制限比率等に大きな影響を及ぼすことがある。

なお、職員の退職手当組合、議員・消防団員等の公務災害補償組合、交通災害共済組合等が町村を資格として全町村で構成されている場合、3町が合併して市になったときについては、財産処分等について十分協議する必要がある。

#### 【協議会・公社】

一部事務組合等の取扱いに準ずるものとする。

### 14. 使用料・手数料等の取扱い

#### 【上水道使用料】

上水道事業については、生活に重要な影響のある地方公営企業として、独立採算制を原則としており、各町によって、事業規模、運営制度、給水条件、使用料金等に差がある。住民生活に極めて密接に関係し、かつ、重要なものであるため、合併協議の際は、住民の生活に影響を及ぼさないよう、十分新市における上水道事業の運営について検討し、制度の効率的な運用と円滑な統一について調整することが適当である。

#### 【その他の使用料、手数料等の取扱い】

その他の使用料、手数料等についても、3町間で事業規模、運営制度等により異なる場合がある。このような場合には、その制度の内容について協議を行い、制度が異なっている場合には、その調整や制度統一までの移行措置に関して、住民の生活に影響を及ぼさないよう、十分な配慮することが必要である。

その際、行財政改革の観点や行政が果たすべき役割の見直し、また受益と負担の適正化などの観点から、合併を契機にサービス内容と負担の適正化を図ることが重要となる。

また、合併に当たり、使用料、手数料等を見直す際は、住民に見直しの必要性及び調整の考え方を十分に説明する必要がある。

### 15. 公共的団体等の取扱い

公共的団体等とは、各町の区域内にある、農業協同組合、森林組合その他の協同組合、商工会等の産業経済団体、青年団や女性団体等の文化事業団体等の公共的活動を営むすべての団体を含

み、法人たるか否かを問わず、地方自治法第 157 条の公共的団体等とその範囲を同じくするものである。

このうち、社会福祉協議会やシルバー人材センター等については、法律により一市町村に複数の団体の設置が認められていないため、合併に伴い統合されることとなる。

また、合併新法第 65 条第 7 項では、いつまでも各町単位で各種の公共的団体等が存続することは新市の一体性の確立の面からも好ましくないという観点から、合併に際して、その区域内の公共的団体等はその統合整備を図るよう努めなければならないとしている。

## 16. 補助金・交付金等の取扱い

各町は、各種団体に対して、それぞれの趣旨、目的に応じて補助金や交付金等を交付する等の財政的支援を行っている。

合併の際には、3 町が従来行ってきた補助制度の内容と、これからの新市の振興にどのように役立っていくのか、あるいは、新市の財政状況はどうなるのか、合併協議の際に、十分に実情把握を行うとともに、補助条件等の調整を行うことが必要である。

## 17. 町・字の区域及び名称の取扱い

合併の際に、町・字の区域の設定若しくは廃止又は町・字の区域若しくは名称の変更をしようとする場合は、地方自治法第 260 条の規定に基づき、町長が当該町議会の議決を経てこれを定め、県知事に届け出ることが必要であり、事前に、3 町間で町名・字名の取扱いを協議しておく必要がある。

町・字の区域や名称については、地域の歴史や文化を象徴するなど住民にとっても愛着が深い場合があり、十分な配慮が必要であるが、合併しても従来どおり存続させるケースが多い。

なお、3 町間で同一あるいは類似した町名・字名の取扱いについては、特に住民の意見等を踏まえながら調整を図る必要がある。

## 18. 慣行の取扱い

### 【新市章】

新市のシンボルとして合併記念式典等で活用することも考えられることから、できるだけ合併期日に間に合うように早く統一することが適当である。ただし、旧町章が当該地域において愛着の深いものである場合には、何らかの方法でこれを伝承することも考えられる。

なお近年は、合併前あるいは合併後において、合併市町村内あるいは全国から市町村章デザイン案を公募する事例も多い。

### 【新市の花・木・鳥・歌等】

新市のシンボルとなるものであることから、できるだけ早く統一することが適当である。ただし、旧町の花・木・鳥・歌等が当該地域において愛着の深いものである場合には、何らかの方法でこれを伝承することを協議する必要がある。

### 【新市の憲章・宣言】

新市の基本姿勢となるものであることから、できるだけ早く統一することが必要である。ただし、旧町の憲章、宣言が当該地域において愛着の深いものである場合には、何らかの方法でこれを残すことを協議する必要がある。

### 【新市の行事】

地域の伝統文化との結びつきが強い場合があり、地域の歴史や伝統文化の継承という観点からもその地域でしっかりと受け継いでいくべきものもある。

## 19. 国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険は、各町が保険者になり運営しているが、保険料率、納期等が 3 町それぞれで異

なり、一元化を図る必要がある。

この場合、住民の負担と受けている給付内容について、新市の住民間で不均衡が生じないように、かつ、急激な負担の変化がないように、その経理内容の実情把握を行い、制度の効率化と円滑な統一に向けて十分に調整することが求められる。

例えば、新市が税方式を採用した場合には、合併新法第 16 条の規定による不均一課税を採ることができる。

一方、合併時には負担が低い基準に合わせたものの、全国的な医療費の給付の増加、診療報酬の改定等の理由により、全国的な流れに合わせて合併後に引き上げざるを得なかった事例がある。

## 20. 介護保険事業の取扱い

各町の制度において、保険料や納期が異なるため、早期に一体性の確保に努め、住民福祉の向上を図るため協議が必要である。

## 21. 消防団の取扱い

消防団は、合併時に統合することが適切である。ただし、各町において組織構成、待遇等が異なるので、暫定的に従来のままとし、順次、改編していくことも考えられる。

## 22. 行政連絡機構の取扱い

自治会の区域、名称、組織、役員等の自治会制度や行政と住民を結ぶ各種連絡制度について現状を把握し、合併後のあり方等について協議する必要がある。

自治会や集落などの住民自治組織は、住民に身近な公共サービスの一部を分担したり、地域住民の意見を集約して町政に反映させるための経路となったり、あるいは住民が地域の課題に対して主体的に関わっていくための場を提供する機能を果たすもので、住民にとっても各町にとっても重要な存在といえる。

## 23. 男女共同参画事業の取扱い

合併後も、新市としての男女共同参画社会を目指す行動計画を再編する必要がある。

## 24. 電算システム事業の取扱い

住民サービスの維持・向上を前提に、既存の電算システムの統合、新システムの構築を行う。先進事例によると、システムの種類により、合併施行日に稼働できるよう、あらかじめ調整を行っている場合が多い。

主要な電算システムの統合作業は、合併期日の協議にも大きな影響を与えるとともに、合併準備期間における最も重要な作業の一つである。

## 25. 広報広聴関係事業の取扱い

合併後の行政に住民の声をより反映させるシステムを充実し、住民の新しいまちづくりについての意見や生活に対する不安・懸念等に十分対応できる体制を整えることが重要である。

## 26. 消防・防災関係事業の取扱い

地域防災計画、国民保護計画等は、新市において速やかに策定することが適当である。また、防災行政無線の整備など、新市における一体的な消防防災体制の整備なども重要である。

## 27. 交通・防犯関係事業の取扱い

交通関係事業については、新市における各事業の特性を考慮しながら、事業の見直しや統合を進めることが適当である。

なお、合併後に新たにコミュニティバス等を運行する事例もあるが、そうした新規事業については、新市まちづくり計画において協議することが必要である。

また、防犯関係事業については、行政や警察のみならず、地域住民との協働により、安心・安全なまちづくりを進めるための協議が必要である。

## 28. 窓口業務の取扱い

窓口業務については、住民サービスの向上を観点に、例えば各支所・出張所ごとの総合窓口の設置、ワンストップ・サービスの実施、申請手続きの簡素化等を行うことが適当であるため協議が必要である。

## 29. 障害者福祉事業の取扱い

障害者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進し、障害者の社会参加に係る事業等は統合又は再編し充実に努めることが適当である。

1町のみで行っている事業については、従来の実績を尊重し、新市域内全体の均衡が保たれ、制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整することが適当である。

## 30. 高齢者福祉事業の取扱い

高齢者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進し、老人保健福祉計画を新たに再編し、保健福祉制度の充実に努めることが適当である。

1町のみで行っている事業については、従来の実績を尊重し、新市域内全体の均衡が保たれ、制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整することが適当である。

## 31. 児童福祉事業の取扱い

児童福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進し、また少子高齢社会の進展に配慮し、子育てをしやすい地域づくり等の充実に努めることが適当である。

1町のみで行っている事業については、従来の実績を尊重し、新市域内全体の均衡が保たれ、制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整することが適当である。

## 32. 保育事業の取扱い

国等の制度に基づいて実施している事業は、引き続き推進する。

保育料については、一般的には、国の徴収基準にあわせて、合併後速やかに調整することが適当である。ただ、3町間において著しく差異がある場合は、調整期間を設け、激変緩和に努める必要がある。

## 33. 社会福祉事業の取扱い

国等の制度に基づいて実施している事業は、引き続き推進する。

また、新市では福祉事務所を設置することになる。したがって、合併を機に県からの権限移譲により、多くの事務が移管されるため、事前の事務引継ぎや福祉事務所の新規設置、事務量の増加による職員の配置における配慮等が必要となる。

さらに、地域格差が生じないよう統合又は再編し、充実に努めることが適当である。

## 34. 保健・健康づくり事業の取扱い

住民生活に極めて密接に関係し、かつ、重要なものであるため、できるだけ早く新市の一体性を確保できるよう調整を行うことが適切である。ただし、制度統一までの移行措置に関して配慮し、その取扱いについては急激な変化を及ぼすことがないよう留意することが必要である。

【保健事業】

成人・母子保健事業、予防対策事業及び休日急患診療事業については、実施内容・方法等について医師会等との調整を行い、再編する必要がある。

#### 【健康づくり事業】

1町のみで行っている事業については、新市域内全体の均衡が保たれ、制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整することが適当である。

### 35. 環境衛生対策事業の取扱い

ごみやし尿の収集と処理については、住民生活に極めて密接に関係し、かつ、重要なものであるため、制度の調整や統一には十分配慮する必要がある。これらの事務は、始良郡西部衛生処理組合で共同処理しており、新市において速やかに体制や内容を充実・統一する必要がある。

収集に関しては、処分及び再生利用の方法に配慮し、一般廃棄物の発生量及び質に即して適正な処理を行うことができる統一的な体制を整備する必要がある。さらに、3町間でごみの分別収集方法が異なるため、十分な協議が必要となる。

また、環境対策については、地域特性を考慮しつつ統合を図り、広域的観点からの環境施策を推進していくことが適当である。

### 36. 農林水産関係事業の取扱い

農林水産振興事業について、同一又は類似する事業は農林水産の振興を図るよう統合又は再編し、基盤整備事業、農林水産業団体の育成事業については、必要な見直しを行いながら継続することが適当である。

### 37. 商工・観光関係事業の取扱い

商工・観光事業については、引き続き事業の推進に努め、同一又は類似する事業は商工・観光振興を図るよう統合又は再編することが適当である。特に観光振興については、合併を契機に広域的観点からの事業展開を図ることとしている例が見られる。

また、勤労者・消費者関連事業については、引き続き勤労者の支援及び消費者保護の観点から施策の推進に努めることが適当である。

### 38. 建設関係事業の取扱い

#### 【道路事業】

道路交通の円滑化と生活環境の向上を図るため、道路の整備及び適切な維持管理に努めることが適当である。

#### 【住宅事業】

住宅政策の推進、住宅供給の促進及び公営住宅等の適正な維持管理に努めることが適当である。

#### 【都市計画事業】

新市における都市計画区域の設定について、一体的なまちづくりの推進の観点からそのあり方を検討し、また区域区分を設定することによって建築行為等に対する規制が強化されることとなるため、地域の意向を踏まえながら検討を進めていく必要があるとともに、県とも協議を進める必要がある。その際、合併直後は現行のままとし、合併後に都市計画マスタープランの策定等と合わせて検討することも考えられる。

### 39. 上水道・簡易水道等事業の取扱い

上水道・簡易水道等事業については、その区域の事業の形態等に応じ、使用料、加入金、分担金、助成制度等の調整や、給水（処理）区域、事業会計、基金等の調整に関し規定する例が多いようである。

#### 40. 下水道事業の取扱い

下水道事業については、その区域の事業の形態等に応じ、使用料、加入金、分担金、助成制度等の調整や、給水（処理）区域、事業会計、基金等の調整に関し規定する例が多いようである。

#### 41. 学校教育事業の取扱い

学校教育事業については、教職員の資質の向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図ることが必要となる。

調整が必要なものは、例えば教育委員会表彰、通学区域、給食費、幼稚園保育料、就学援助各種補助・助成・奨学金、健康管理、健康診断等である。

特に、通学区域については、合併後、旧町域に設定されていた通学区域を新市全体で検討した際に、不合理が生じた場合、新たな通学区域に再編することも考えられる。

なお、新たな通学区域を設定するには、学区審議会等で児童・生徒、学校規模、通学距離等を考慮した十分な論議を経ることが重要である。

#### 42. 社会教育事業の取扱い

##### 【社会教育事業】

住民の生活文化の振興のため充実した環境を整備し、そのため学習機会、情報提供等に努めつつ、住民サービスの低下を生じないように再編することが適当である。

##### 【文化振興事業】

同一又は類似する事業を統合・再編することが適当である。また、旧町単位での地域の伝統文化の保存・継承等に関する事業の実施について配慮することが重要である。

#### 43. コミュニティ施策の取扱い

住民参加型のまちづくりの推進や市民活動の高揚に資するため、新市において引き続き推進していくことが適当である。

#### 44. その他事業の取扱い

各町独自の事務事業については、従来からの経緯・実情を考慮し調整することとなる。同一又は類似する事務事業については、住民サービスの低下を招かないよう留意しながら、合理化・効率化に努めることが適当である。

#### 45. 新市まちづくり計画

新市まちづくり計画は、合併に際し、住民に合併後のまちづくりに関する将来像を示し、これによって住民が合併の適否を判断するという、いわば合併新市のマスタープランとしての役割を果たすものである。また、新市まちづくり計画に基づき、さまざまな財政措置が講じられることとなる。